

入札説明書

この入札説明書は、自動販売機設置に係る県有財産の貸付けに関し、条件付一般競争入札（以下「入札」という。）に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を明らかにするものである。

1 入札に付する事項

(1) 件名

自動販売機設置に係る県有財産の貸付け

(2) 貸付場所及び面積（設置台数）

施設名	所在地	種別	貸付場所	貸付面積（設置台数等）
宮古港 フェリーターミナル	宮古市磯鶏第 4 地割 114 番 地 1	建物	1 階ホール	1,122 m ² （本体：幅 0.9m×奥行 1.12 m×1 台） （回収ボックス：幅 0.31m ×奥行 0.37m）

(3) 貸付期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までとする。ただし、岩手県又は落札者が契約の解除を申し出ないときは自動的に 1 年延長されるものとし、令和 6 年 3 月 31 日まで同様とする。

2 入札参加者資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て若しくは民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者又は申立てがなされている者（更生計画認可又は再生計画認可の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 岩手県知事が定める自動販売機設置に係る県有財産の貸付けの契約における一般競争入札参加者の資格を有し、令和 2・3・4 年度自動販売機設置に係る県有財産の貸付け一般競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (4) 入札日において、岩手県から、自動販売機設置に係る県有財産の貸付けの契約における入札参加制限措置を受けていない者であること。

3 自動販売機の設置条件等

(1) 環境対策

省エネ対応とし、「照明の自動点滅・減光」、いわゆる「学習省エネ」及び「ピークカット」並びに「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とする。

また、二酸化炭素又は炭化水素を冷媒として採用したノンフロン対応の機種とする。ただし、販売品目によって、ノンフロンガス冷媒の自動販売機が現在製造されていないか、調達するのが極めて困難な場合は、この限りでない。

(2) 安全対策及び防犯対策

ア 転倒防止

「自動販売機の据付基準」(JIS 規格)及び「自動販売機据付基準マニュアル」(日本自動販売機工業会作成)を遵守した措置を講じること。

イ 食品衛生

「食品、添加物等の規格基準」(食品衛生法(昭和22年法律第233号))及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」(業界自主基準)等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすこと。

また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。

ウ 防犯対策

硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により偽造通貨又は偽造紙幣が使用される犯罪の防止に万全を尽くすこと。

また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」(日本自動販売機工業会作成)を遵守し、犯罪防止に努めること。

(3) 使用済み容器の回収(飲料の場合)

ア 設置事業者は、原則として自動販売機1台ごとに1個以上の空き容器分別回収ボックス(販売品目にペットボトルが含まれる場合は、ペットボトルキャップ用も別途設置すること。)を設置し、設置事業者の責任において適切に管理するとともに、回収した容器は容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)などの関係法令に基づき適切に処理すること。

イ 同一施設内において設置事業者が複数ある場合は、関係者間で協議し、責任を明確にした上で適切に使用済み容器の回収、処理を行うこと。

(4) 自動販売機の設置及び管理等

ア 設置事業者は、自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならない。

イ 設置事業者は、商品の補充及び変更、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを適切に行うこと。

ウ 設置事業者は、消費期限の確認など、安定した高品質な商品を提供するための品質保証活動を行うこと。

エ 設置事業者は、専門技術サービス員による保守業務を随時行って維持に努めるほか、自動販売機には故障時等の連絡先を明記し、故障、問い合わせ及び苦情について即時対応

すること。

オ 設置事業者は、商品の搬入や使用済み容器の搬出に関する時間及び経路について、岩手県の指示に従うとともに、作業に従事する者に名札を着用させること。

カ 設置事業者は、自動販売機の設置及び管理運営に必要な業務の一部を第三者に委託する場合は、岩手県の承認を受けなければならない。

キ 販売価格、販売品目その他の条件については、別紙仕様書のとおりとする。

(5) 売上手数料

売上手数料は徴収しない。

(6) 原状回復等

設置事業者は、貸付期間が満了し、又は契約が解除された場合には、速やかに原状回復すること。

なお、原状回復に要した費用、自動販売機の設置に伴い支出した費用、その他一切の費用は設置事業者の負担とする。

4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

交付場所	問い合わせ先
〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10 番 1 号 岩手県県土整備部県土整備企画室用地担当	電 話 019-629-5884 ファックス 019-629-9130 電子メール AG0001@pref.iwate.jp

5 質問書の受付及び回答方法

入札説明書等に対し質問がある場合は、質問書(別紙様式)により令和3年3月2日(火)から令和3年3月10日(火)午後4時30分までに上記3に示す場所に提出(郵送又はFAXによる提出可)すること。また、回答は質問者に対し、FAX等により個別に行う。

6 入札参加申込

入札参加者は、次の書類を物件ごとに令和3年3月12日(金)午後4時30分までに4の場所に提出しなければならない。なお、郵便による提出も認めるが、簡易書留とし、期日必着とする。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書(別紙1)

イ 誓約書(別紙2)(代理人により入札する場合であっても本人(入札参加申込者)の誓約書)

ウ カタログ等

(2) 入札日の前日までの間において、岩手県知事から提出書類に関し説明を求められた

場合は、それに応じなければならない。

- (3) 提出された書類は、岩手県において審査するものとする。審査した結果、入札説明書に示す仕様を満たすと認められた者に限り入札に参加できるものとする。
- (4) 審査結果は、令和3年3月17日（水）までに電話等により通知する。

7 入札、開札の日時及び場所

入札公告に示すとおり

8 入札の方法等

(1) 種別が建物である物件の落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。

物件番号に枝番（アルファベット）が付いている物件において、数字が同じ物件内の枝番のいずれかの物件を落札した事業者にあつては、落札した物件以外の枝番の物件の入札に参加できないものとする。ただし、当該事業者を入札に参加できないこととした場合において、入札参加者が1者となる場合にあつては、この限りでない。

- (2) 入札書は、7(1)の日時に7(2)の場所に持参すること。
- (3) 郵便、電報、電送その他の方法による入札は認めない。
- (4) 入札書には入札参加者の住所・氏名を記入の上、押印すること。
- (5) 入札書に記入する金額はアラビア数字（1， 2， 3， 0）の字体を使用すること。
- (6) 入札書の金額以外の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分を線で抹消し、入札参加者の印で押印をしておかなければならない。

また、一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。

- (7) 代理人により入札に関する行為をさせようとする者は、入札書提出の前に物件ごとに委任状（別紙3）を提出しなければならない。
- (8) 開札場所には、入札参加者又はその代理人以外の者は入場できない。
- (9) 開札開始時刻後においては、入札参加者又はその代理人は、開札場所に入場することができない。

9 入札保証金

免除

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者がした入札
- (2) 委任状を提出しない代理人がした入札
- (3) 最低貸付価格に達しない金額での入札
- (4) 指定の日時までにしなかった入札
- (5) 入札参加者の記名押印のない入札
- (6) 入札金額を訂正した入札
- (7) 入札参加者又はその代理人が同一事項について2通以上の入札をしたときは、その全部の入札
- (8) 入札参加者及びその代理人がそれぞれ入札したときは、その双方の入札
- (9) 他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者が入札したときは、その全部の入札
- (10) 入札金額又は入札参加者の氏名その他主要部分が識別しにくい入札
- (11) 入札件名の表示に重大な誤りがある入札
- (12) 入札に関し、不正な行為を行った者がした入札
- (13) その他入札に関する条件に違反した入札

11 入札の取りやめ等

- (1) 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行できないと認められるときは、入札執行担当職員は、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは入札の執行を取りやめることがある。
- (2) 入札の執行に際して、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は取りやめることがある。

12 落札者の決定方法

落札者の決定は、本物件1件ごとに、次の方法により行う。

- (1) 県があらかじめ公表した最低貸付価格以上で最高の金額をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) (2)の同価格の入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、当該入札者に代わって入札執行事務に関係のない岩手県の職員がくじを引き、落札者を決定する。

13 落札者の公表

落札者を決定したときは、岩手県ホームページに落札者名及び落札価格を掲載する。

14 契約保証金

(1) 落札者は、契約締結の際、契約保証金として契約金額の 100 分の 5 以上の額を現金（現金に代えて有価証券で納付しようとする場合は、事前に別紙仕様書に記載してある連絡先（以下「管理者」という。）まで連絡すること。）で納付しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

ア 落札者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したとき。

イ 落札者が過去 2 年間の間に国又は地方公共団体と種類及び規模が同程度以上の契約を履行しており、その契約書の写しを 2 件分以上提出したとき。

ウ 契約金額が 100 万円以下であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金には利息を付さない。

(3) 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときは岩手県に帰属する。

15 契約書の作成等

(1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) 契約条項は別添契約書案のとおりとする。

(3) 落札者は、岩手県が指定した期日までに行政財産借受申請書（以下「申請書」という。）の提出及び契約書の取り交わしを行うこと。

なお、借受申請及び契約は、入札書に記載された名義で行うこと。

(4) 落札者が(3)に定める期間内に申請書及び契約書を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

(5) 落札者の決定後、契約書を作成し契約が確定するまでの間において、当該落札者が入札公告又は入札説明書に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合は、契約を締結しない。

(6) 契約の締結及び履行に関する費用については、全て落札者の負担とする。

16 貸付料等

(1) 貸付料

貸付料は、基本貸付料と光熱水費等の諸経費相当額の合算額とする。

(2) 基本貸付料

落札価格をもって年額の基本貸付料とする。

(3) 基本貸付料の納付

基本貸付料は、各年度、岩手県が発行する納入通知票により、一括納付すること。

(4) 光熱水費及びその他必要経費

光熱水費、自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の一切の費用は、設置事業者の負担とする。

なお、設置事業者は、自動販売機の設置に当たって、電気料を算定するための子メーター（計量法（平成4年法律第51号）に基づく検査に合格したものに限る。）を設置事業者の負担で設置し、貸付料とは別に諸経費相当額として、電気使用量に応じ、岩手県が算定した電気料を岩手県が指定する期日までに納付すること。

また、設置事業者が水道を使用する自動販売機を設置する場合は、設置事業者は、貸付料とは別に諸経費相当額として、販売数量（水の使用料）に応じ、岩手県が算定した水道料を岩手県が指定する期日までに納付すること。

17 その他

(1) この入札説明書に疑義がある場合、入札参加者は、その疑義について入札前に説明を求めることができる。

(2) 貸付場所については別紙仕様書（設置位置図）のとおりであるが、入札参加者は、貸付場所を事前に確認すること。

なお、貸付場所の確認に際して、管理者に事前に連絡して訪問すること。

(3) 入札参加者が本件入札に要した費用については、全て入札参加者の負担とする。